

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公開番号】特開2006-53521(P2006-53521A)
【公開日】平成18年2月23日(2006.2.23)
【年通号数】公開・登録公報2006-008
【出願番号】特願2005-51310(P2005-51310)
【国際特許分類】

G 0 9 F 9/40 (2006.01)

G 0 2 F 1/1333 (2006.01)

G 0 2 F 1/1343 (2006.01)

【F I】

G 0 9 F 9/40 3 0 2

G 0 9 F 9/40 3 0 3

G 0 2 F 1/1333

G 0 2 F 1/1343

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月12日(2008.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の表示パネルと、前記第一の表示パネルより画素数が少ない第二の表示パネルと、ドライバICを備える表示装置であって、

前記ドライバICは、前記第一及び第二の表示パネルを共に駆動するためにそれぞれに供給される共通駆動信号と前記第一の表示パネルのみを駆動するために供給される駆動信号を出力し、

前記第二の表示パネルには、表示画素を構成するライン電極とは別にダミー電極が設けられ、

前記ダミー電極に前記駆動信号が供給されることを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記第一の表示パネルの画素を構成する領域以外の複数の配線において、前記第一及び第二の表示パネルを駆動する複数の配線の抵抗と、前記第一の表示パネルのみ駆動する配線の抵抗とは、前記第一の表示パネルのみ駆動する配線抵抗の方が大きいことを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記ダミー電極が隣接して複数本設けられたことを特徴とする請求項1または2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記複数本のダミー電極は、表示画面から離れるにつれて、表示画面を構成するライン電極の面積より面積が小さくなるように形成されたことを特徴とする請求項3に記載の表示装置。

【請求項5】

前記複数本のダミー電極は、表示画面から離れるにつれて、表示画面を構成するライン電極の面積より面積が段々と小さくなり、前記ダミー電極に接続した第一の表示パネルの

表示配線抵抗は逆に段々と大きくなるように形成されたことを特徴とする請求項 3 に記載の表示装置。

【請求項 6】

前記ダミー電極は、一本であり、表示画面を構成するライン電極の面積の約 1 / 2 であって、前記ダミー電極と接続した第一の表示パネルの配線抵抗は、第一の表示パネルのみ駆動する領域の配線抵抗と第一の表示パネルと第二の表示パネルを駆動する領域の配線抵抗のほぼ中間であることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の表示装置。